最大60万円/

新婚生活を応援します!





対象となる世帯

- (1)2024年1月1日から2025年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- (2)新生活を開始する住居が小川町にあり、 申請日において夫婦どちらか又は双方が、当該住居の住所に住民登録していること
- (3)直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を所得から控除
- (4)夫婦のいずれもが、当町に納付する税等に滞納がないこと
- (5)夫婦ともに暴力団の構成員、生活保護受給者でないこと
- (6)申請日より3年以上継続して小川町に居住する意思があること
- (7)夫婦ともに本補助金(他市町村の類似する補助金含む)を受けたことがないこと



対象となる費用

- (1) **2024**年**4**月**1**日から**2025**年**3**月**31**日までの間に支払った、 婚姻を機に新たに取得又は賃借する住宅に関する費用
 - ◎ 取得費、賃料、礼金、共益費、仲介手数料
 - × 敷金、土地購入代、住宅ローン手数料、物件清掃代、更新手数料、火災保険料等
- (2)2024年4月1日から2025年3月31日までの間に支払った、

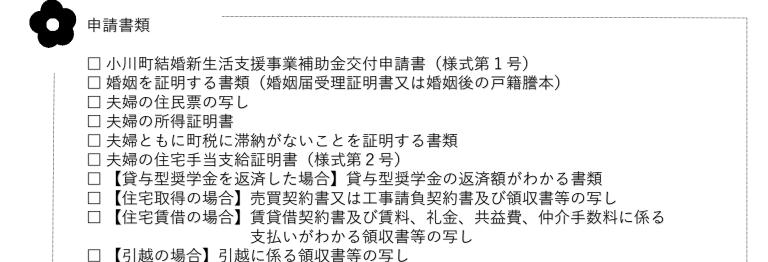
婚姻を機に町内に引越する際に要した費用

- ◎ 引越業者又は運送業者へ支払った費用
- × 不用品の処分費用、レンタカーを借りての引越や友人に依頼した費用

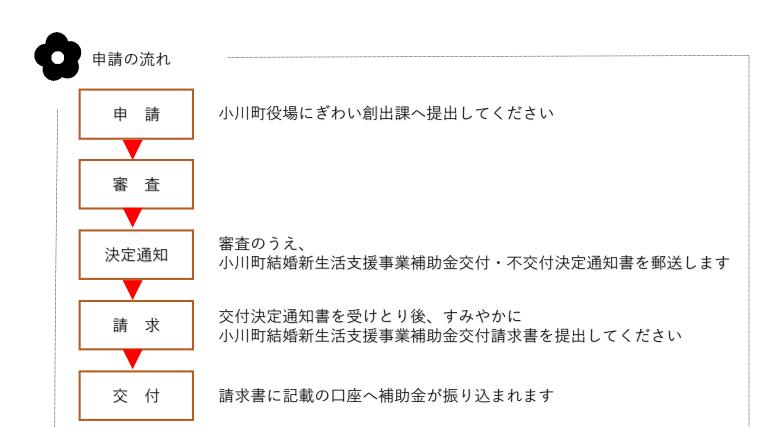


補助額

婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円(住居費用と引越費用の合算額)いずれも39歳以下の場合、1世帯あたり上限30万円(" ")



□ 【他の公的制度による家賃補助を受けている場合】家賃補助の金額がわかる書類の写し





申請受付・問合せ

(1)受付期間:2024年4月1日から2025年3月31日まで

(2)受付時間:受付期間中の8:30から17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3)受付場所:小川町役場にぎわい創出課(2階)窓口まで直接ご提出ください

(4)問合せ : 骨 355-0392 埼玉県比企郡小川町大塚55 小川町役場にぎわい創出課

☎ 0493-72-1221 (内線234·235)

ogawa131@town.saitama-ogawa.lg.jp

※郵送による受付はいたしません

※受付は先着順で、本年度の予算に達した時点で終了いたします



- Q 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を 支払っている場合、補助の対象となるか
- A 補助対象となりません
- Q 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、 申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となるか
- A 対象となります

この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、 給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを 確認することが必要となります

- Q 婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となるのか
- A 補助対象となりません
- Q 婚姻届受理証明書はどこで取得できるか
- A 婚姻届を提出した市区町村の役所で取得可能です(小川町の場合、1階町民課)
- Q 婚姻後の戸籍謄本はどこで取得できるか
- A 本籍地のある市区町村の役所で取得可能です(小川町の場合、1階町民課)
- 0 住民票の写しはどこで取得できるか
- A 住民票のある市区町村の役所で取得可能です(小川町の場合、1階町民課)
- O 所得証明書はどこで取得できるか
- A 申請日が令和6年5月31日までの場合は、

令和5年度の所得証明書(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得分)を、 令和5年1月1日時点で住民票のある市区町村の役所で

申請日が令和6年6月1日以降の場合は、

令和6年度の所得証明書(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得分)を、 令和6年1月1日時点で住民票のある市区町村の役所で取得可能です (小川町の場合、1階税務課)

- O 未納がないことを証明する書類(完納証明書等)はどこで取得できるか
- A 住民票のある市区町村の役所で取得可能です(小川町の場合、1階税務課)



- O 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか
- A 所得証明書の期間と同一期間です
- Q 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいか
- A 奨学金返還証明書により確認することが望ましいですが、 同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額で確認します
- Q 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいか
- A 戸籍抄本や婚姻証明書等、 婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、 誕生日の前日に年齢が加算されます
- O 再婚の世帯も補助の対象となるか
- A 補助対象となります ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金による補助を過去に受けたことがある場合 (他の地方自治体での補助を含む)は補助の対象となりません
- Q 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や 婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となるか
- A いずれの場合も補助対象となります ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば 婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、 また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります 一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に 同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります
- O 婚姻届提出前から同居している場合の、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降か
- A 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、 同居開始日から補助対象となります
- Q 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となるか
- A 補助対象となります ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、 かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります
- Q 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、 婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか A 補助対象となります